

◆ご利用ください市民総合相談

暮らしの中のいろいろな悩みごとや、お困りになっていることについて、経験豊かな専門の相談委員が、助言や紹介を行います。

どの相談も無料です。秘密は守られますので、気軽にご相談ください。

日時10月17日(水)午後1時30分～4時30分場所市民会館

行政相談 (行政相談委員) 国などの仕事に関する苦情や要望など

人権の上相談 (人権擁護委員) 不当な迫害、人権の侵害、身の上問題など

法律相談 (弁護士) 不動産の相続、離婚、金銭貸借問題などの民事問題全般に関する(予約制)

この週間は、行政相談制度について広く皆さんに周知しご利用いただくために設けています。

国の仕事などについて

「説明に納得ができない」「処理が間違っている」などの苦情や要望がありましたら「行政相談員」に気軽にご相談ください。

※10月11日(木)から相談時間の予約を受け付けます。

交通事故相談 (弁護士) 示談や損害賠償など交通事故全般に関する事

税務相談 (税理士) 所得税や相続税、贈与税など税務全般に関する事

市政相談 (市職員) 市政についての苦情、要望など

問合せ秘書広報課広報広聴係

◆10月15日(月)～21日(日)は「行政相談週間」

10月1日から窓口での本人確認が義務化されます

市では住民票等の証明書発行や、住民票の異動届出の際の本人確認に、市民の皆さんにご協力いただいております。

なお、当月を除く毎月第一水曜日午後1時30分～4時30分まで市役所1階相談室でも相談を受け付けているほか、行政相談員は、電話での相談を受け付けますのでご利用ください。

行政相談委員 森田進氏 ☎51・1505 中根三規氏 ☎52・4740 ※総務省東京行政評価事務所の「苦情110番」(☎0570・090110、☎03・5331・1761)でも受け付けています。

10月の納税!

◎10月は市・都民税(第3期)、国民健康保険税(第3期)、介護保険料(第3期)の納期です。10月31日(水)までに納めてください。

口座振替は10月31日(水)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

◇「うっかりで延滞金が…」も防げる口座振替

市税等は納期限を過ぎると年14.6%(1か月間は4.4%)の割合で計算した延滞金が徴収されます。

延滞金が減免されるのは納税者が震災や風水害、火災、盗難などで財産に大きな被害があったときや、納税者や同一生計の親族の病気、負傷のために、高額な医療費の支出があった場合などに限られており(福生市税賦課徴収条例施行規則)、うっかり忘れて納付が遅れた場合は減免になりません。そこで、納め忘れを防ぐ口座振替をお勧めします。

納期限の1か月半前までに申込みをしていただければ年度途中の納期からでも口座振替ができます。

口座振替依頼書は市内金融機関、市役所窓口にて備えてあります。(手続きには金融機関届出印が必要です)。

ホームページでも口座振替依頼書のダウンロードができます。ご希望の方は、ご連絡いただければ郵送します。

問合せ 収納課 収納係

「説明に納得ができない」「処理が間違っている」などの苦情や要望がありましたら「行政相談員」に気軽にご相談ください。 ※相談は無料で、秘密は守られます。 なお、当月を除く毎月第一水曜日午後1時30分～4時30分まで市役所1階相談室でも相談を受け付けているほか、行政相談員は、電話での相談を受け付けますのでご利用ください。

犬の飼い主へお願い 公園内及び道路に犬の糞が多く、利用者が大変迷惑をしています。糞は飼い主が責任をもって始末しましょう。

油・断・快適!下水道 下水道に油を流さないで! 下水道に油を流すと... 水管の中で固まってしまったら、悪臭の原因となります。

玉川上水ウォーキング 参加者募集のお知らせ 平成15年に国の史跡に指定され、歴史的にも重要である玉川上水に沿ってウォーキングする参加者を募集します。

横田基地での演習について 米軍横田基地で10月15日(月)～20日(土)の間、演習が予定されています。 市では、米軍に対し、演習時の大音量のサイレンや、模擬爆発音などによる影響が基地外に及ばないよう措置すること等の要請を行っています。

「10月1日は就業構造基本調査」調査票を回収に伺います

10月1日現在で、平成19年就業構造基本調査が実施されています。調査の対象となるのは、国が選定した平成17年国勢調査の調査区から抽出された世帯の15歳以上の方です。

市では7調査区が選定され、その中から統計理論に基づき約105世帯が抽出され、すでに調査をお願いしています。

この調査は日本に居住する15歳以上の方の、ふだんの働く姿をさまざまな角度から調査し、全国及び地域別の就業・不就業の状態を明らかにすることを目的とした統計調査です。

集められた調査票は、統計上の目的以外に使用することは固く禁じられ、各個人のプライバシーは法律によってしっかりと保護され、統計表作成後は溶解処分されますので、ご安心ください。

調査の結果は、雇用・失業対策や福祉対策等の基礎資料として幅広く利用されます。選ばれた調査世帯の方々にはお手数おかけしますが、10月上旬から調査員が調査票を回収に伺いますので、よろしくお願ひします。

問合せ 総務課法制総務係

